

佐賀県市町総合事務組合条例第一号

佐賀県市町会館の設置及び管理に関する条例

趣旨

第一条 この条例は、地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二 第一項の規定に基づき、県民等の利用に供するほか、佐賀県下全市町の行財政事務運営及び地方自治の振興に係る事業を円滑に行うための連絡調整を行い、並びに佐賀県市町職員研修センターとして人材育成や能力向上等を行う佐賀県市町会館 以下 会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

位置

第二条 会館は、佐賀市に置く。

管理

第三条 佐賀県市町総合事務組合管理者 以下 管理者」という。）は、会館を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。使用の許可)

第四条 会館の施設のうち別表に掲げるもの 以下 許可対象施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、使用を許可する場合に条件を付けることができる。使用の不許可)

第五条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による使用を許可しないものとする。

- 一 会館又はその周辺の秩序を乱すおそれがあると認めるとき
- 二 会館を破損するおそれがあると認めるとき
- 三 前二号に掲げる場合のほか、会館の管理上支障があると認めるとき

使用料

第六条 許可対象施設の使用の許可を受けた者 以下 使用者」という。）は、別表に定める使用料を管理者が定める期限までに納付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず公益上特に必要があると認められるときは、使用料の一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

使用料の還付

第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付する。

使用者の注意義務

第八条 使用者は、この条例及びこれに基づく規則を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

許可の取消し)

第九条 管理者は、使用者がこの条例又は許可の条件に違反したときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。

委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表 第四条、第六条関係)

一 会議室使用料

小会議室	大会議室					面積 (平米)	料 金			
	C	B	A(B+C)	A+B	A+B+C		八時三十分から 十七時まで	八時三十分から 十二時三十分まで	十三時から 十七時まで	
六十一	六十五	五十四	百十九	百七十三	二百三十八	九、四六〇円	一〇、〇一〇円	八、三六〇円	一八、四八〇円	三六、九六〇円
						九、四六〇円	一〇、〇一〇円	八、三六〇円	一八、四八〇円	三六、九六〇円
						四、七三〇円	五、〇〇五円	四、一八〇円	一三、四二〇円	一八、四八〇円

備考

- 一 マイク使用の場合は、右表の料金に一、一〇〇円を加算する。
- 二 プロジェクター及びスクリーンのいずれか一つ又は全部を使用する場合は、右表の料金に二、二〇〇円を加算する。
- 三 右表に定める時間を超えて使用する場合は、別に定めるところにより割増使用料を徴収することができる。

二 土地使用料

用 途	料 金
電柱、鉄柱及びこれらに類するものの付設並びに地下埋設物の付設の用に供する場合	電気通信事業法施行令別表第一により算定した額とする。ただし、他の法令等に特別の定めがあるものについては、その定めによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
 - 2 佐賀県自治会館の管理に関する条例の廃止）
佐賀県自治会館の管理に関する条例（平成十九年佐賀県市町総合事務組合条例第十三号）は、廃止する。
 - 3 佐賀県市町総合事務組合財政調整基金条例の一部改正）
佐賀県市町総合事務組合財政調整基金条例（平成十九年佐賀県市町総合事務組合条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第五号中 「自治会館管理基金」を 「市町会館管理基金」に改める。